

名古屋市教育委員会告示第11号

博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第 285 号）第11条の規定により、次のとおり博物館の登録をしました。

令和 7 年 3 月 28 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

- 1 登録年月日
令和 7 年 3 月 26 日
- 2 登録番号
第 3 号
- 3 設置者の名称及び住所
公益財団法人古川知足会
名古屋市千種区池下町二丁目50番地
- 4 博物館の名称及び所在地
古川美術館
名古屋市千種区池下町二丁目50番地

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課